

しぶかわ未来共創推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、本市の課題解決及び魅力向上を目的として、まちづくりに資する講演会等を市内で開催する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）
、補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）
、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

項 目	内 容
補助対象事業	まちづくりに資する講演会等で、市内で開催するもの。 例） 共生社会推進、女性活躍、少子化及び人口減少対策、産官学金労の連携、デジタルトランスフォーメーション、防災、移住・定住、子育て、地域産業の振興等に関するもの。 ただし、次に掲げるものは除く。 （１） 政治及び宗教活動を目的とするもの （２） 参加者を特定の要件で限定するもの （３） 定員が50人未満のもの （４） 営利を主たる目的とするもの又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの （５） 本市の他の補助金を受けているもの （６） 既に本補助金を交付されているもの

補助対象者	1 補助対象事業を実施する団体（法人格の有無を問わず、学生や市民等で構成された団体、グループ等を含む。）で、次に掲げる条件の全てに該当する者とする。 （１） 公序良俗に反する活動を行う者でないこと。 （２） 構成員が３人以上であること。 （３） 構成員の半数以上が本市住民であること。 （４） 渋川市暴力団排除条例（平成２４年渋川市条例第３０号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員でないこと。 2 同一団体につき同年度内で補助金の交付を受けることのできる回数は、２回までとする。なお、一団体の構成員の半数以上が、別の一団体に所属している場合、両団体を同一の団体としてみなす。
補助対象経費	1 補助対象事業に要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 （１） 交際費（慶弔費を含む。） （２） 関係者の飲食に要する経費 （３） 備品購入費 （４） 証拠書類により補助対象者が支払ったことを確認することができない経費 （５） その他補助対象事業に要する経費として市長が不適当と認めた経費 2 補助対象経費のうち、講師謝金については２５０千円、広告宣伝費については１００千円を

	補助限度額とする。
補助金の額	補助対象経費から寄附金その他の収入を控除した金額に10分の10を乗じて得た額とし、1つの補助対象事業につき、500千円を限度とする。 ただし、その額は、補助対象事業の内容、性格等を勘案し、予算の範囲内で市長が定める額とする。